

食品表示法制定への要望書

食品表示を考える市民ネットワーク

消費者庁が昨年9月に設置した食品表示一元化検討会では一年に渡る議論の末、報告書をとりまとめ8月9日に公表しました。しかし、その報告書では私たちが期待した加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示、食品添加物については先送りされました。

今回の報告書で先送りになった点につき、新法の制定と併せて府令を表示義務化の方向で進めるよう求めます。また、制度の具体的な検討を行なう作業部会等を設置したときは、消費者側の委員も加えることを要望します。

1. 加工食品の原料原産地表示の拡大について

全ての加工食品のトレーサビリティと原料原産地表示の義務化を求めます

繰り返される加工食品の産地偽装事件や安全性を脅かす事件を受け、出どころの明らかな国産食品を食べたいという消費者の声が高まっています。原料がどこで生産されたのかを知り利用したいと考えます。

加工食品の原料原産地表示は、原則すべて義務化し(やむを得ない事情のあるものに限り例外あり)、加えてすべての外食・中食についても原則義務化(同上の例外あり)すべきです。但し、中小零細企業については、別途、段階的な実施方策や支援策を考慮することが必要です。

2. 遺伝子組み換え食品の表示義務について

全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化することを求めます

消費者の多くが遺伝子組み換え食品に不安を持ち、食べたくないと考えています。しかし、現行の表示制度では選択できません。EUでは遺伝子組み換え食品および飼料は、表示及びトレーサビリティ制度の対象となり、すべての食品に表示がされています。対象とならない場合として、意図しない混入は0.9%未満(日本5%未満)となっています。

消費者が情報を正しく知ることができ、選ぶことができる、EU並みの表示制度への抜本的な改正を求めます。遺伝子組み換え食品等を使っているか、いないかを知り利用したいと考えます。

3. 食品添加物表示について

食品に使用している食品添加物を、原則、すべて具体的な物質名で表示することを求めます。

消費者は、食品添加物が少ない安全な食品を求めています。しかし、現在の表示制度では、使用されている多くの添加物が隠れてしまっています。まず「乳化剤」のような一括表示や、「加工でん粉」のような簡略名によって具体的な物質名が示されていません。また、原材料に用いる食品添加物はキャリアオーバーという形で表示を免れています。消費者は、食品を食べる際に、どのような食品添加物を摂取することになるのか、正確に知ることを求めています。

【問い合わせ】食品表示を考える市民ネットワーク事務局 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

tel 03(5155)4756 fax 03(5155)4767 [Eメール office@gmo-iranai.org](mailto:office@gmo-iranai.org)

「食品表示を考えるネットワーク」は、2011年11月11日に開催された公開シンポジウム「消費者が考える食品表示一元化」の後、広く消費者の意見を集め消費者が望む食品表示法を実現するために結成されました。現在、構成団体は、食の安全・監視市民委員会／主婦連合会／NPO法人食品安全グローバルネットワーク／生活クラブ生協連合会／グリーンコープ共同体／大地を守る会／NPO法人日本消費者連盟／遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンです。

食品表示法制定への要望書

食品表示を考える市民ネットワーク

消費者庁が昨年9月に設置した食品表示一元化検討会では一年に渡る議論の末、報告書をとりまとめ8月9日に公表しました。しかし、その報告書では私たちが期待した加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示、食品添加物については先送りされました。

今回の報告書で先送りになった点につき、新法の制定と併せて府令を表示義務化の方向で進めるよう求めます。また、制度の具体的な検討を行なう作業部会等を設置したときは、消費者側の委員も加えることを要望します。

1. 加工食品の原料原産地表示の拡大について

全ての加工食品のトレーサビリティと原料原産地表示の義務化を求めます

繰り返される加工食品の産地偽装事件や安全性を脅かす事件を受け、出どころの明らかな国産食品を食べたいという消費者の声が高まっています。原料がどこで生産されたのかを知り利用したいと考えます。

加工食品の原料原産地表示は、原則すべて義務化し(やむを得ない事情のあるものに限り例外あり)、加えてすべての外食・中食についても原則義務化(同上の例外あり)すべきです。但し、中小零細企業については、別途、段階的な実施方策や支援策を考慮することが必要です。

2. 遺伝子組み換え食品の表示義務について

全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化することを求めます

消費者の多くが遺伝子組み換え食品に不安を持ち、食べたくないと考えています。しかし、現行の表示制度では選択できません。EUでは遺伝子組み換え食品および飼料は、表示及びトレーサビリティ制度の対象となり、すべての食品に表示がされています。対象とならない場合として、意図しない混入は0.9%未満(日本5%未満)となっています。

消費者が情報を正しく知ることができ、選ぶことができる、EU並みの表示制度への抜本的な改正を求めます。遺伝子組み換え食品等を使っているか、いないかを知り利用したいと考えます。

3. 食品添加物表示について

食品に使用している食品添加物を、原則、すべて具体的な物質名で表示することを求めます。

消費者は、食品添加物が少ない安全な食品を求めています。しかし、現在の表示制度では、使用されている多くの添加物が隠れてしまっています。まず「乳化剤」のような一括表示や、「加工でん粉」のような簡略名によって具体的な物質名が示されていません。また、原材料に用いる食品添加物はキャリアオーバーという形で表示を免れています。消費者は、食品を食べる際に、どのような食品添加物を摂取することになるのか、正確に知ることを求めています。

【問い合わせ】食品表示を考える市民ネットワーク事務局 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

tel 03(5155)4756 fax 03(5155)4767 [Eメール office@gmo-iranai.org](mailto:office@gmo-iranai.org)

「食品表示を考えるネットワーク」は、2011年11月11日に開催された公開シンポジウム「消費者が考える食品表示一元化」の後、広く消費者の意見を集め消費者が望む食品表示法を実現するために結成されました。現在、構成団体は、食の安全・監視市民委員会／主婦連合会／NPO法人食品安全グローバルネットワーク／生活クラブ生協連合会／グリーンコープ共同体／大地を守る会／NPO法人日本消費者連盟／遺伝子組み換え食品 いらない！キャンペーンです。